

家・土地
のこと

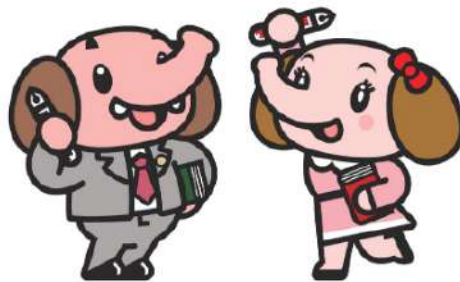
司法書士と法テラス

生活の
困りごと

職場の
問題

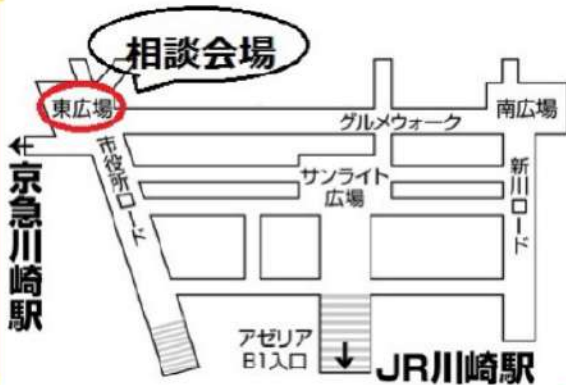
無料 相談会

川崎アゼリア
東広場



事前予約不要

当日受付です
ので、お気軽に
お越しください



相続・遺言
のこと

- ✓ 法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所事物管轄(訴額140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。(司法書士法3条1項6号7号8号)
- ✓ 全ての司法書士は、金額の多寡に関わらず裁判所提出書類(訴状、調停申立書、破産申立書など)の作成事務を行うこと及びこれについての相談に応じることができます。(司法書士法3条1項4号5号)

5/28 日

10:00から

16:00

最終受付 15:30

お問合せ

神奈川県司法書士会

事務局 045-641-1372 平日 11:00-16:00

主催 神奈川県司法書士会

共催 日本司法支援センター神奈川地方事務所